

定 款

モロソフ株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、モロゾフ株式会社と称し、英文を用いるときは Morozoff Limited と称する。

(事業の目的)

第 2 条 当社は、次の事業を目的とする。

1. 菓子および菓子原料の製造販売、輸出入
2. 喫茶店ならびに飲食店の営業
3. 食品ならびに雑貨の製造販売、輸出入
4. 雑酒の輸入、卸売、小売
5. 不動産の売買、賃貸借
6. 各種保険代理業
7. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規定)

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等および手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年2月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長が招集する。ただし、取締役会長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において

定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当り、取締役会長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 当社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規定)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規定)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第32条 当社は、毎年1月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第33条 当社は、毎年7月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。

1972年8月1日 改定
1973年3月29日 改定
1974年7月9日 改定
1975年3月28日 改定
1977年4月28日 改定
1982年4月28日 改定
1984年4月27日 改定
1991年4月25日 改定
1994年4月27日 改定
1998年4月28日 改定
2002年4月25日 改定
2003年4月25日 改定
2004年4月28日 改定
2007年4月26日 改定
2009年4月24日 改定
2015年4月24日 改定
2016年4月26日 改定
2017年4月26日 改定
2022年2月1日 改定
2022年4月26日 改定